

子の名付け 人名漢字の制限再考を

孝一 安岡

京都大准教授(漢字情報学)



私の視点

人名用漢字にない「破」を含む出生届の受理をめくり、名古屋市中区の夫婦が区長を相手どって訴えていた家事審判に対し、最高裁第二小法廷(古田佑紀裁判長)は4月7日、抗告を棄却した。2008年11月誕生の次女に「破南」と名づけた夫婦が東区役所に出生届の受理を拒否されたため、名古屋家裁に家事審判を申し立てたものだ。09年1月の家裁申し立て却下、10月の名古屋高裁抗告棄却に続き、最高裁も子の名を「破南」とする出生届の受理を認めず、「破」が社会通念上、常用平易な文字とはいえない、と判断したのだ。

筆者の知る限り最高裁は、今回を含めて過去4回、人名用漢字に関する審判をおこなっている。1982年には「薄」を名に用いることの是非が争われたが、最高裁は83年10月これを却下し、人名用漢字による制限は憲法違反ではないとの見解を示した。2001年6月には「稔」をやはり却下している。ところが03年12月、最高裁は「曾」を子供の名づけに認め、常用平易な「曾」を人名用漢字に収録していない戸籍法施行規則の方が違法である、と判示した。これを受けて法務省は04年2月に戸籍法施行規則を改正し、「曾」を人名用漢字に追加した。

この結果、全国各地の家裁で人名用漢字の家事審判が申し立てられ、04年6月に「獅」、7月に「毘」「瀧」「鶴」、9月

に「閃」など488字が人名用漢字に追加された上、09年4月には「禱」「穹」が追加されて、人名用漢字は985字となった。現在、子供の名づけに使えるのは常用漢字と人名用漢字あわせて2930字だが、各地で家事審判が継続中であり、人名用漢字は今後も増える可能性がある。また、常用漢字表にも196字が追加される予定だが、「破」は含まれていない。

実際、常用漢字と人名用漢字による制限には、もはや無理が来ている。これが端的に表れたのが、08年12月の国籍法改正にもなつた法務省通達だ。法務省は、新たに日本国籍を取得した人に対し、これまでは原則としてその氏名を常用漢字と人名用漢字に制限してきた。それが新たな通達では、氏名のうち氏に限って、漢和辞典の正字や国字など5万字強も認めることにした。氏名を表すのに3千字弱の漢字では不十分であり、新たな通達で法務省は現実的対応を図ったのだ。

そうならば、なぜ、名に対して氏より厳しい漢字制限を課さねばならないのか。「破」が新たな氏には使えて、名に使えないのはなぜなのか。全戸籍のコンピュータ化という局面において、名だけ厳しく制限することに一体どのようなメリットがあるのか。戸籍法における名づけの制限の意味を、いま一度、問い直すべき時期に来ていると思ふ。